

さくらがわ人生応援住宅取得助成金

市内に住宅を取得した50歳以下の方に助成金を交付します。

※空家バンクから取得した場合は、上限年齢なし

基本額 30万円

+

加算助成

I・Uターン
50万円

新婚・子育て世帯
50万円

市内事業者
30万円

長期優良住宅
10万円

景観重点地区
30万円

空家バンク
10万円

最大 200万円!



助成対象者の要件

助成金の支給対象者は、次の①～⑦の**すべて**に該当する方です。

- ① 桜川市内に住宅を新築または購入された方（住宅のみの費用総額が消費税込み300万円以上の場合 ※1）
 - ② 取得した住宅の所在地が住民票の住所地である方
 - ③ 申請日が属する年度の4月1日現在で年齢が満18歳以上満50歳以下の方※2
 - ④ 世帯全員に市税等の滞納がない方
 - ⑤ **申請日から1年以内に不動産登記簿に所有権を保存登記された方**
 - ⑥ 以前に同様の助成金の支給を受けたことがない方
 - ⑦ 共有名義者全員の同意を得た方（※住宅が共有名義の場合）
- ※1…空家バンクを利用して購入した場合は、取得費用の制限はありません。
※2…空家バンクを利用して住宅を取得した方は、年齢の制限はありません。

保存登記後、1年以上経過し申請された場合は支給対象外となりますのでご注意ください！

以下の要件に該当する方は、基本助成金30万円に加え、各助成金が加算されます。

- 新婚世帯・子育て世帯（50万円）**
申請日現在で、婚姻後3か年以内の新婚世帯 または
出生から義務教育期間修了までの間にある子どもを扶養している子育て世帯
- I・Uターン（50万円）**
申請日の直近3か年以内にIターン※1またはUターン※2をされた方
※1…Iターンとは、初めて桜川市に転入して住所を定めることをいいます。
※2…Uターンとは、桜川市から転出後1年以上を経過してから、再び桜川市に転入して住所を定めることをいいます。
※※※いずれも、住所の移転は、生活の本拠の移転に即して住民票に記載されていることが必要です。
- 市内事業者（30万円）**
市内事業者※1と**建築工事**の契約をされた方
※1…市内事業者とは、市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し、かつ、市内に住所を有する個人事業者をいいます。
- 景観重点地区（30万円）**
桜川市の景観形成重点地区において景観形成基準に適合する住宅を取得された方
※※※住宅を取得される前にご相談いただくことをお勧めします。
- 長期優良住宅（10万円）**
長期優良住宅の認定を受けている住宅を取得された方
- 空家バンク（10万円）**
桜川市空家バンクに登録された物件を取得された方

【景観形成重点地区】
磯部（磯部の一部地域）
大和駅北（高森の一部地域）
真壁（真壁町真壁の全域／
桜井、古城、田、飯塚の一部地域）

申請方法・必要書類

下記必要書類をそろえ、担当課まで持参または郵送により提出してください。

※①～④の書類は、桜川市のホームページからダウンロードできます。

- ① さくらがわ人生応援住宅取得助成金交付申請書〔様式第1号〕
- ② 市税等の納付状況の調査を認める同意書〔様式第2号〕
- ③ 共有名義者同意書〔様式第3号〕（※住宅が共有名義の場合）
- ④ さくらがわ人生応援住宅取得助成金請求書〔様式第5号〕
- ⑤ 住民票（世帯全員のもの）
- ⑥ 住宅の不動産登記事項全部証明書
- ⑦ 居住用面積が確認できる書類（住宅の間取図など）
- ⑧ 住宅の工事請負契約書の写し または 住宅の売買契約書の写し
- ⑨ 戸籍全部事項証明書（※新婚世帯や、配偶者または子どもと別居している場合）
- ⑩ 戸籍の附票謄本（※I・Uターン加算に該当する方）
- ⑪ 景観計画区域内における行為の適合通知書 または
景観形成基準適合証の写し（※景観重点地区加算に該当する場合）
- ⑫ 全面を撮影した住宅の外観写真（※景観重点地区加算に該当する場合）
- ⑬ 長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（※長期優良住宅加算に該当する方）

資料請求・お問合せ先

桜川市役所 都市整備課 整備管理グループ

【住所】茨城県桜川市羽田1023番地 桜川市役所大和庁舎1階

【TEL】0296-58-5111

【受付時間】8:30～17:15（年末年始・土日祝日を除く）